

避難所における感染症への対応マニュアル (第4版)

令和8年8月

田原市防災対策課

目 次

目次	1
序章	2
1 作成の目的	2
第1章 事前対策	2
1 避難場所の分散化	2
2 マニュアルの市民周知	4
3 スペースの確保	5
4 必要物品の確保	5
第2章 初動期の対応	7
1 避難所運営従事者の健康状態の確認	7
2 スペースの設置	7
3 避難所運営の留意点	8
4 その他の留意点	9
その他	10
様式・資料	11

○調 製 令和8年8月
○版 数 第4版
○編 集 防災局防災対策課

（本対応マニュアルの位置づけ）

本対応マニュアルは、「田原市地震避難所運営チェックマニュアル」「田原市風水害避難所開設運営マニュアル」に付随するものとして、感染症の感染拡大の防止のために必要となる注意点や実施事項を記載しています。

チェックマニュアルや本対応マニュアルなどを参考として、指定避難所やサブ地域避難所ごとの実情に合った運営を行うものとします。

序章 総則

1 作成の目的

新型コロナウイルス感染症が感染拡大・蔓延する状況の中で、風水害や地震など災害が発生し、市の指定避難所を開設する場合でも、避難所における感染拡大を防止し、避難所運営への影響を最小限に止めるため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を令和2年5月に作成しました。

（マニュアルの見直し）

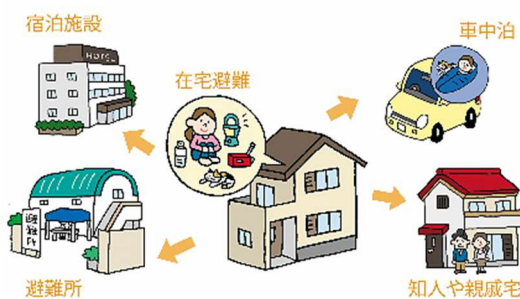
田原市新型コロナウイルス感染症対策本部(市健康課)等と連携を図り、新たな知見や国・県等の動向などを踏まえ、必要に応じて適宜内容を見直ししてきました。

また、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類へ移行されたことなどをを受けて、令和8年8月に、名称を「避難所における感染症対応マニュアル」に変更しました。

第1章 事前対策

1 避難場所の分散化

災害発生時、必要に応じて市の指定避難所（風水害・地震避難所等）を開設しますが、避難所等における感染拡大の防止のため、可能な限り多くの避難施設を開設します。



（1）可能な限り多くの指定避難所の開設の検討

①災害の種別によらない指定避難所の開設

（風水害（台風等）による指定避難所の開設時）

○風水害避難所の多くは地区市民館のため避難スペースに限りがあり、感染リスクが高い環境となる場合が想定されることから、状況・必要に応じて地震避難所を開設する。

（地震による指定避難所の開設時）

○地震避難所の体育館・多目的ホール・集会室等のほか、特別教室・会議室等も活用する。
○地震避難所での避難スペースが不足した場合など、状況・必要に応じて風水害避難所を開設する。

（共通事項）

○開設にあたっては、関係する施設管理者及び地域コミュニティ（コミュニティ協議会・自主防災会）と事前の調整・協議を行う。

②車中泊・テント泊の開設（青空避難）

○車中泊は積極的な推奨はしないが、指定避難所の開設状況や感染状況など、状況・必要に応じて指定避難所内の屋外（グラウンド・駐車場等）における避難者の車中泊・テント泊も開設する。

○指定避難所内の開設の際は、エコノミークラス症候群など健康二次被害に配慮する。

（2）指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】の開設の検討

①サブ地域避難所の開設

○指定避難所の開設状況や感染状況など、状況・必要に応じて指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】を開設する。

○サブ地域避難所は、市民の生活圏を考慮して地域拠点である「地区集会所・公民館」を

想定し、関係する地域コミュニティ（コミュニティ協議会・自主防災会）により開設・運営・物資の搬送等を行ってもらう。

○サブ地域避難所を開設する場合、市災害対策本部（防災対策課）は、指定避難所を核として、必要となる物資・情報の提供等を行う。

○開設にあたっては、関係する地域コミュニティと事前の調整・協議を行う。

（３）避難所以外への避難の検討

①在宅避難の検討（市民による事前の準備・検討事項）

○避難とは「難」を「避」けることで、災害時に避難生活が必要な方にとって指定避難所が過密状態になることを防ぐため、自宅で安全確保が可能な場合は感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はないことから、在宅避難することも事前に検討する。

○自宅の耐震診断、耐震改修、家具固定、風水害への備え等、被災後も自宅で生活ができる環境整備を進めておく。

②親戚や知人宅等への避難の検討（市民による事前の準備・検討事項）

○災害時に避難生活が必要な方にとって、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、安全確保が可能な場合は、親戚や知人宅への避難・宿泊施設・車中等への避難も事前に検討する。

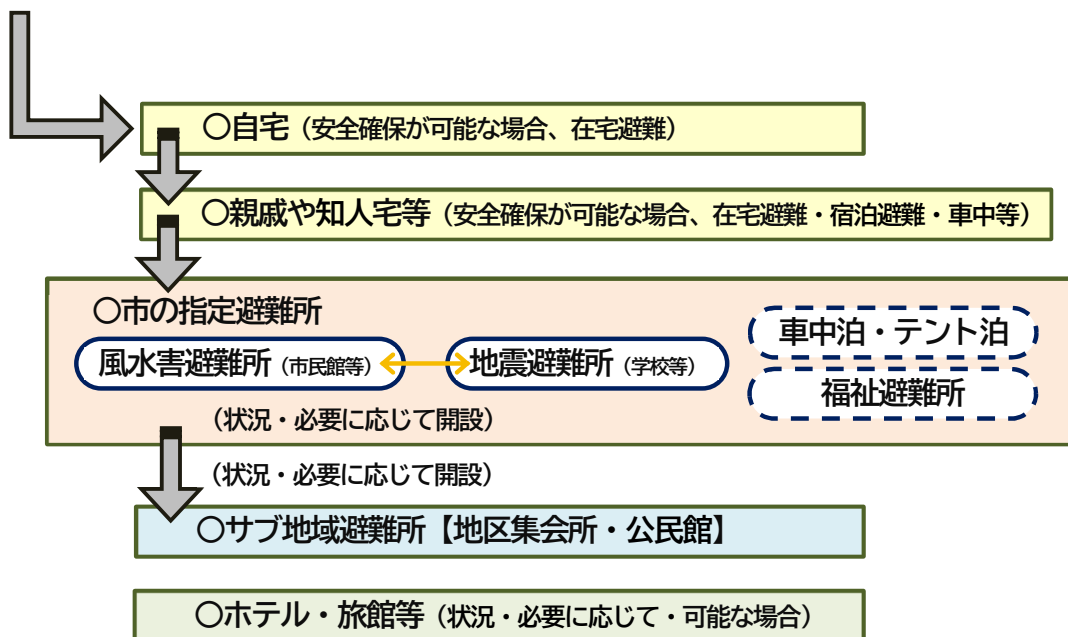
③ホテル・旅館等の活用の検討

○指定避難所等の開設状況や感染状況など、状況・必要に応じて、市内のホテル・旅館等の活用も検討する。

○開設にあたっては、関係者と事前の調整・協議を行う。

図 感染症の感染期における避難先のイメージ

【災害発生・発生の恐れ】



2 対応マニュアルの市民周知

感染症が感染拡大・蔓延する状況の中で、風水害や地震など災害が発生し、指定避難所を開設する場合は、感染リスクが高い環境下での集団生活になるため、感染症対策を徹底する必要があります。

そのため、市民による事前の準備・検討事項や指定避難所へ避難する場合の心得えなど、本対応マニュアルの内容について、事前に広く市民に周知します。

【市民による事前の準備・検討事項】

(1) 自宅の災害リスクの確認

- 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスク（地震・津波・浸水害・土砂災害等）や、災害時に取るべき行動（自宅における垂直避難を含む。）を確認しておくこと。

(2) 在宅避難の検討

- 避難とは「難」を「避」けることで、災害時に避難生活が必要な方にとって指定避難所が過密状態になることを防ぐため、自宅で安全確保が可能な場合は感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はないことから、在宅避難することも事前に検討しておくこと。
- 自宅の耐震診断、耐震改修、家具固定、風水害への備え等、被災後も自宅で生活ができる環境整備を進めておくこと。

(3) 親戚や知人宅等への避難の検討

- 災害時に避難生活が必要な方にとって、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、安全確保が可能な場合は親戚や知人宅・宿泊施設・車中等に避難することも事前に検討しておくこと。

(4) 指定避難所等への避難時における必要物品の持参

- 指定避難所等へ避難する際は、できるだけマスクを着用すること。
- 市の備蓄物品にも限りがあります。指定避難所等へ避難する際は、食糧や飲料水などに加えて、マスク・アルコール消毒薬等、自身で必要な物品は持参し、各自が感染予防対策をとること。
- 自宅の非常持出袋の中身の確認・補充をしておくこと。

（避難所へ持参していただきたい物（例））

- ☒食糧 ☒マスク ☒アルコール消毒薬 ☒体温計
- ☒飲料水 ☒常備薬・お薬手帳 ☒日用品 ☒歯磨きセット
- ☒携帯トイレ ☒上履き ☒ごみ袋 等

(5) 避難所利用者登録票への事前記入・指定避難所等への持参

- 指定避難所の受付における避難者同士の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難所利用者登録票」【様式1】への事前記入及び指定避難所へ持参すること。

(6) 避難前に自身の健康状態の確認

- 指定避難所内の感染拡大の防止のため、感染症の軽症者等、安全確保が可能な場合は在宅避難・親戚や知人宅等への避難を検討する。
- 自宅や親戚宅等の安全が確保できない場合は、指定避難所へ避難する。

○感染症の軽症者等や、以下の症状がある方が指定避難所へ避難した際は、受付時にその旨を必ず伝えること。

(目安)

- ☑息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☑重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ☑上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

3 スペースの確保

指定避難所における感染拡大の防止のため、避難者受入れの各スペースを確保します。

(1) 受付スペースの確保【資料1】

- 避難者の健康状態を事前に確認して避難者のスクリーニングを行うため、受付スペースを確保する。
- 設置場所は屋外を基本とするが、天候や避難状況などに応じて設置場所を決定する。
- 受付待ちの避難者間の間隔は2m確保を基本とする。

(2) 居住スペースの確保【資料2】

(健常な避難者向け)

- 発熱や体調不良でない健常な避難者向けに、居住スペースを確保する。
- 避難者の区画は、「家族・世帯単位」を基本とし、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 避難者の区画割りは、テープによる区画表示や避難状況等に応じて間仕切り等を用いて区分けする。併せて、必要に応じて管理上のスペース名称や区画番号を付ける。
区画の参考：1・2人世帯→2m×2mの1区画／3・4人世帯→3m×3mの1区画
- 避難者間の間隔は1m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内未発生期】
- 避難者間の間隔は2m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内発生期】
- 感染症：国県内発生・市内未発生期で間仕切り等を用いる場合は、避難状況等に応じて避難者間の間隔を空けないことも可とする。（市内発生期は1m以上の間隔を確保）
- 通路の幅は、2mの間隔を空ける。
- 避難状況・必要に応じて、居住スペースの分散対応を行う。
（専用スペースとは別階・別棟を基本として、教室や会議室などへのスペースの拡充）

(3) 専用スペースの確保【資料3】

(発熱等の症状がある避難者・感染症が疑われる避難者等向け)

- 発熱の症状や体調不良がある避難者及び感染症の軽症者等や感染症が疑われる避難者向けに、専用スペース（個別空間）をそれぞれ確保する。
（困難な場合は、同専用スペースのなかを間仕切り等で区画割りする。）
- 専用スペースは、特別教室、会議室等を想定する。
（風水害時は、「学校の普通教室」は専用スペースとしての利用を極力避ける。）
- 健常な避難者とは別のトイレ・手洗い所をそれぞれ確保し、可能な範囲で移動の際の動線も健常な避難者とは別にそれぞれ確保する。
- 専用のトイレ・手洗い所が確保できない場合は、簡易トイレの使用や使用時間を健常な避難者と分けて使用するなどして対応するとともに、使用後は必ず消毒する。

(4) その他のスペースの確保

(車中泊・テント泊の健全な避難者向け・食事スペース)

- 指定避難所内の施設屋外(グラウンド・駐車場等)に、車間に配慮しつつ区画割りする。
- 状況に応じて可能な場合は、施設内の居住スペースにテント泊することも可とする。
- 食事スペースは、飛沫感染等防止のため、できる限り占用スペース内での食事とするが、食事場所を別途設置する場合は、向かい合わせの配置を避けたり消毒の徹底等の工夫を行う。

(5) 共通事項

- 指定避難所内施設のスペース利用及び物品の使用等について、関係する施設管理者と事前の調整・協議を行うよう努める。

4 必要物品の確保

指定避難所における感染拡大防止対策として必要となる衛生・感染症対策物品を確保します。

表 必要物品リスト

No.	品名	No.	品名
1	アルコール消毒薬	11	マルチシート
2	マスク	12	ボール
3	使い捨て手袋	13	養生テープ
4	使い捨て防護服	14	嘔吐物処理セット
5	フェイスシールド	15	除菌シート
6	体温計(非接触型・接触型)	16	蓋付きゴミ箱(ゴミ袋含む)
7	間仕切り(段ボール・プラスチック)	17	簡易ベッド
8	消毒用エタノール	18	エアーマット
9	ハンドソープ	19	ワンタッチパーテーション
10	ペーパータオル、ぞうきん		

※現状、指定避難所には公的備蓄物品の一部を分散備蓄しているが、基本的には拠点備蓄倉庫からの配付予定となっており、現地搬送までに時間を要することが想定される。

※物品が不足する場合等は、市災害対策本部(防災対策課)、市感染症対策本部(市健康課)及び施設管理者等と調整を図り、市の現有備蓄物品(指定避難所物品を含む。)で臨機応変に対応する。

※避難所運営従事者は、指定避難所における物品の使用状況等に併せ、適宜、市災害対策本部(防災対策課)と連絡・調整・補充等を行う。

※福祉避難所(華山会館〔風水害避難所〕を除く。)における必要物品は、施設管理者及び市災害対策本部(福祉班)を中心に確保する。

第2章 初動期の対応

1 避難所運営従事者の感染防止対策

指定避難所における感染拡大の防止のため、避難所運営従事者は、自らの健康状態を確認しつつ、状況に応じた対策をとります。

(1) 避難所運営従事者の避難前の留意事項【第1章2(6)参照】

- 指定避難所における感染拡大の防止のため、感染症の発症の疑いがある場合は、指定避難所等へは行かない。
- その場合、市職員（避難所担当職員）は、市災害対策本部（防災対策課）へその旨を必ず連絡する。

(2) 避難所運営従事者の運営時の留意事項

- 避難所運営従事者は、状況に応じて衛生・感染症対策物品や施設物品などを用いて感染防止対策を取り、指定避難所の運営を行う。
- 感染症対策物品（手袋・防護服等）の着脱時は、感染防止に留意する。

2 スペースの設置

指定避難所内における避難者の各スペースを設置します。

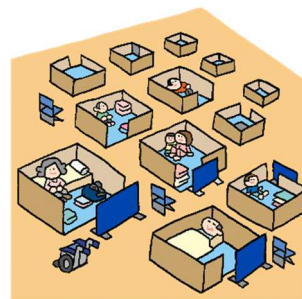
(1) 受付の設置（避難者のスクリーニング）

- 避難所運営従事者は、衛生・感染症対策物品や施設物品などを用いて設営を行う。
- 避難所運営従事者は、マスク等を着用して受付を行う。
- 避難者から必ず「避難所利用者登録票」の記入提出及び検温を行い、健康状態等の確認を行う。
- 受付時における避難者の健康状態の確認結果により避難スペースを決定し、案内する。
- 感染症の軽症者等や以下の症状がある方が避難してきた場合は、自宅等への避難案内や医療機関への受診案内などを行う。
 - その間、当該避難者には、指定避難所内の屋外や車中（他の避難者と接触がない場所）で待機してもらう。
 - 併せて、市災害対策本部（防災対策課及び健康課）に報告し、情報共有を図る。
 - ☒ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☒ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ☒ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 上記の場合で他の避難先や受診先がない場合及び上記以外の症状のある方（発熱や体調不良のある方）は、専用スペース（個別空間）に避難・待機させるが、状況に応じて、医療機関への受診を勧める。
 - 当該避難者の専用スペースへの動線は、健常な避難者と可能な限り切り分ける。
- 専用スペース（個別空間）の満室や車中待機等が困難な場合は、市災害対策本部（防災対策課）に連絡し、別の指定避難所等を案内する。

(2) 居住スペース・専用スペース・その他のスペースの設置

- 避難所運営従事者は、関係する施設管理者及び地域コミュニティと事前の調整・協議を行い、場所を決定する。
- 避難所運営従事者は、衛生・感染症対策物品や施設物品などを用いてスペースの設営を行う。

- 発熱者や体調不良者、感染症の軽症者等や感染症が疑われる避難者等への対応は、感染リスクの軽減のため、避難所運営従事者の中で役割分担を行い、可能な範囲で専任・固定化して行う。
- 間仕切り・プライベートルーム・ワンタッチパーテーションは、専用スペースへの設置を優先する。(状況に応じて居住スペースへも設置する。)
- 車中泊・テント泊を希望する健康な避難者がいた場合、避難所運営従事者は、受付時に当該避難者に対して指定避難所のルール等の説明を行い、感染拡大防止・健康二次被害防止対策の励行を徹底させる。



3 避難所運営の留意点

指定避難所における感染拡大の防止のため、避難者及び避難所運営従事者の体調・健康状態に留意しつつ、運営します。

(1) 定期的な体調管理・健康状態の確認

- 避難者及び避難所運営従事者は、毎日「健康状態チェックシート【様式2】」により、体調・健康状態を確認する。(1日3回の検温・健康確認の実施)
- 避難者及び避難所運営従事者は、健康状態の急変について、お互いが素早く察知できるように留意する。
- 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、当該者は避難所運営従事者に報告し、専用スペース(個別空間)に移動させ、経過観察する。状況に応じて、医療機関への受診を勧める。
- 避難所運営従事者は、発熱や体調不良、感染症の発症の疑いのある方等が発生した場合、「体調不良者等名簿【様式3】」を作成し、管理する。
必要に応じて、市災害対策本部(防災対策課及び健康課)に報告し、情報共有を図る。

(2) 感染症の発症の疑いのある方が発生した場合

- 指定避難所において、感染症の発症の疑いのある方が発生した場合、直ちに医療機関への受診案内を行い、併せて、市災害対策本部(防災対策課及び健康課)に報告し、情報共有を図る。
- 避難所運営従事者は、移動等準備が整うまでの間、当該避難者は、専用スペース(個別空間)、避難所内の屋外又は車中で待機させる。

(3) 手洗い・咳エチケット等の感染症対策の徹底(避難所内ルールの順守)

- 避難者及び避難所運営従事者は、マスクの着用・手洗い・咳エチケット等を励行し、感染防止対策を徹底(避難所内ルールの順守)する。

(アルコール消毒薬の設置場所)

- ☒ 受付
- ☒ トイレの近く
- ☒ 食事を準備する場所
- ☒ 食事を行う場所の近く
- ☒ 避難所内の必要箇所

(咳エチケットとは)

- 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
- 咳をしている人にはティッシュを提供する
- 咳やくしゃみをするときは、腕や袖で押さえるように指導する 等



(4) 衛生環境の確保

- 避難者及び避難所運営従事者は、定期的・使用後・目に見える汚れを見つけたとき等清掃・消毒を実施する。
- 避難者の占用スペース内は、避難者自らで清掃・消毒を行ってもらう。
- 一般ゴミと感染症ゴミは分別して管理する。
- 感染症ゴミは、蓋付きゴミ箱（ゴミ袋装着）に捨てる。
- ゴミ収集の際は、マスク・使い捨て手袋を着用して作業を行う。
- 清掃・消毒・ゴミ処理を行ったあとは、必ず手洗いをを行う。

(清掃場所)

- ☒ トイレ・炊飯場・洗面所 (毎日・必要なとき)
- ☒ 居住スペース (1日1回以上・必要なとき)
- ☒ こぼれたもの (都度速やかに)
- ☒ その他 (必要なとき)

(消毒場所)

- ☒ 食事を準備する場所（調理台等）
- ☒ オムツを替える場所の表面
- ☒ 嘔吐物や血液、便等の体液・排泄物で汚染された場所の表面
- ☒ 洗面所、その他

(5) 十分な換気の実施

- 気候上可能な場合は常時2方向以上の窓・ドアを開閉して行うが、困難な場合は定期的（30分に1回数分間程度）に窓・ドアを開放するなど、可能な範囲で換気を行う。
- 換気扇がある場合は、換気扇と窓・ドアの開閉を併用する。

(6) 避難者及び避難所運営従事者の健康二次被害への配慮

- 避難所生活や種々の行動自粛等の環境の激変から、心身の体調を崩すことを防ぐため、避難者（避難所運営従事者を含む）に対して定期的に適度な運動等を促す。
- 市災害対策本部（健康課）は、必要に応じて保健師等を避難所に派遣し、避難者の巡回健康相談を行うほか、口腔ケア・感染予防・体操等健康二次被害予防の啓発を行う。

4 その他の留意点

(1) 指定避難所等の開設時における避難所内での周知・啓発

- 避難所内における感染拡大を防止するため、避難所でのルール【資料4】や感染症予防・手指衛生・咳エチケット等の掲示物を多くの人の目に入る場所等に掲出し、感染防止対策の徹底（避難所内ルールの順守）を促す。

(2) 福祉避難所における対応

- 福祉避難所への避難者に、感染症の発症の疑いが発生した場合は、指定避難所と同様の対応をとる。

(3) 感染症の発症の疑いがある方等への留意事項

- 感染症は誰もが感染する可能性があるため、当該避難者への偏見や差別が生じないように配慮する。

○それぞれの方への人権に配慮し、「感染者を排除するのではなく、感染拡大防止対策上の対応であること」について、避難者及び避難所運営従事者に周知徹底する。

(4) 指定避難所等の統廃合時における留意事項

- 状況に応じて、指定避難所等を統廃合する場合は、専用スペースからの避難者等の移送方法について、市災害対策本部（防災対策課及び健康課）と十分確認のうえ対応する。
- スペースとして使用した各部屋や共用部分は十分な換気及び消毒等を行う。

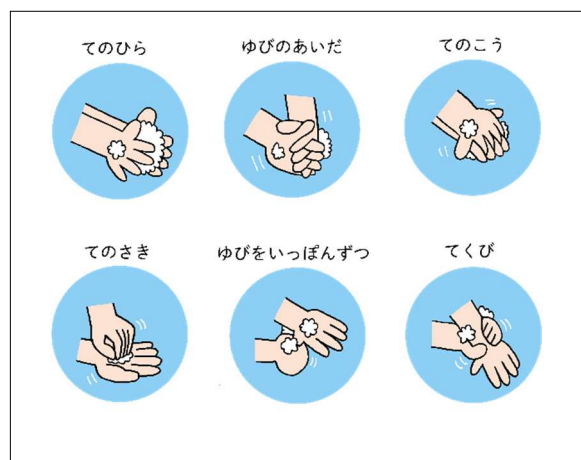
その他

(1) 平常時からの感染症の発生・拡大の防止のための市民周知・啓発

- 市感染症対策本部(市健康課)が中心となり、平常時等から市内における感染症の発生・拡大の防止のための周知・啓発を行う。

(2) 主な関係連絡先

- | | |
|--|---------------|
| ○田原市災害対策本部（防災対策課＝本部事務局） | ☎0531-23-3548 |
| ○ // （健康課＝救護班） | ☎0531-23-3515 |
| ○ // （地域福祉課・高齢福祉課＝福祉班） | ☎0531-23-3512 |
| ○ // （消防署＝指揮班・警防班） | ☎0531-23-0119 |



様式 1 (避難所利用者登録票)

感染症対応/様式

ひなんじょりようしゃとうろくひょう 避難所利用者登録票				避難所名	受付 No
記入日	年 月 日 ()			記入者	
住所	〒 -			自治会・地区	
連絡先	() -			滞在希望場所 ☐ 避難所 ☐ テント(避難所敷地内に設営) ☐ 車両(避難所敷地内に駐車) ☐ 避難所以外の場所(自宅/他())	
その他連絡先(親戚等)	() -				
ペットの状況	☐ 飼っていない ☐ 飼っている(→右欄へ)		種類(頭数)	☐ 同伴希望(ペット台帳に記入) ☐ 置き去り ☐ 行方不明	
自家用車(避難所に駐車する場合)		車種	色	ナンバー	
避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する人も記入)				体温・健康状態(症状をチェック)	必ず確認 安否確認の への対応*
氏名		生年月日(年齢)	性別		
家族構成	ふりがな	年 月 日 (歳)		体温: ☐ 咳 ☐ 鼻水 ☐ のどの痛み ☐ 頭痛 ☐ 倦怠感 ☐ 息苦しさ ☐ 胸痛 ☐ 味覚嗅覚障害	公開 非公開
	ふりがな	年 月 日 (歳)		体温: ☐ 咳 ☐ 鼻水 ☐ のどの痛み ☐ 頭痛 ☐ 倦怠感 ☐ 息苦しさ ☐ 胸痛 ☐ 味覚嗅覚障害	公開 非公開
	ふりがな	年 月 日 (歳)		体温: ☐ 咳 ☐ 鼻水 ☐ のどの痛み ☐ 頭痛 ☐ 倦怠感 ☐ 息苦しさ ☐ 胸痛 ☐ 味覚嗅覚障害	公開 非公開
	ふりがな	年 月 日 (歳)		体温: ☐ 咳 ☐ 鼻水 ☐ のどの痛み ☐ 頭痛 ☐ 倦怠感 ☐ 息苦しさ ☐ 胸痛 ☐ 味覚嗅覚障害	公開 非公開
	ふりがな	年 月 日 (歳)		体温: ☐ 咳 ☐ 鼻水 ☐ のどの痛み ☐ 頭痛 ☐ 倦怠感 ☐ 息苦しさ ☐ 胸痛 ☐ 味覚嗅覚障害	公開 非公開
	ふりがな	年 月 日 (歳)		体温: ☐ 咳 ☐ 鼻水 ☐ のどの痛み ☐ 頭痛 ☐ 倦怠感 ☐ 息苦しさ ☐ 胸痛 ☐ 味覚嗅覚障害	公開 非公開
現在、感染症の軽症者等ですか?				はい ・ いいえ	
けがや病気・障害・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと					

- ・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
- ・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また田原市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために田原市が作成する「被災者台帳」にも利用します。
- *安否確認の問い合わせがあった場合に、住所(〇〇町 〇〇まで)・氏名(ふりがな)を公開してもよいが個人ごとに必ず確認してください。
- *混雑を避けるため、受付時には必要最低限の項目(黄色箇所)の記載だけで可。(別途、全ての項目に記載してもらい、総合受付に提出してもらうこと)

様式2 (健康状態チェックシート)

感染症対応/様式

けんこうじょうたい

健康状態チェックシート

避難所名		氏名							年齢	
									歳	
日付	体温測定	息苦しさ	におい・味	せき・たん	だるさ	吐き気	下痢	その他	避難所運営従事者のチェック欄	
		★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない ・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする。	においや味を感じない	せきやたんがひどい	全身のだるさがある	吐き気がある	下痢がある	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一口中気が分がすぐれない ・体にぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多いなど		
／ (月)	朝 ℃	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ (症状)		
	昼 ℃									
	夜 ℃									
／ (火)	朝 ℃	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ (症状)		
	昼 ℃									
	夜 ℃									
／ (水)	朝 ℃	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ (症状)		
	昼 ℃									
	夜 ℃									
／ (木)	朝 ℃	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ (症状)		
	昼 ℃									
	夜 ℃									
／ (金)	朝 ℃	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ (症状)		
	昼 ℃									
	夜 ℃									
／ (土)	朝 ℃	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ (症状)		
	昼 ℃									
	夜 ℃									
／ (日)	朝 ℃	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・いいえ (症状)		
	昼 ℃									
	夜 ℃									

様式3 (体調不良者等名簿)

感染症対応/様式

たいちょうふりようしゃとうめいぼ
体調不良者等名簿

				避難所名		
氏名	生年月日 (年齢)	性別	住所	状況概要 救急搬送の有無	搬送先 搬送日時	
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:
ふりがな	年 月 日 (歳)					
				有 / 無	/	:

*必要に応じて、市災害対策本部（防災対策課）に報告してください。

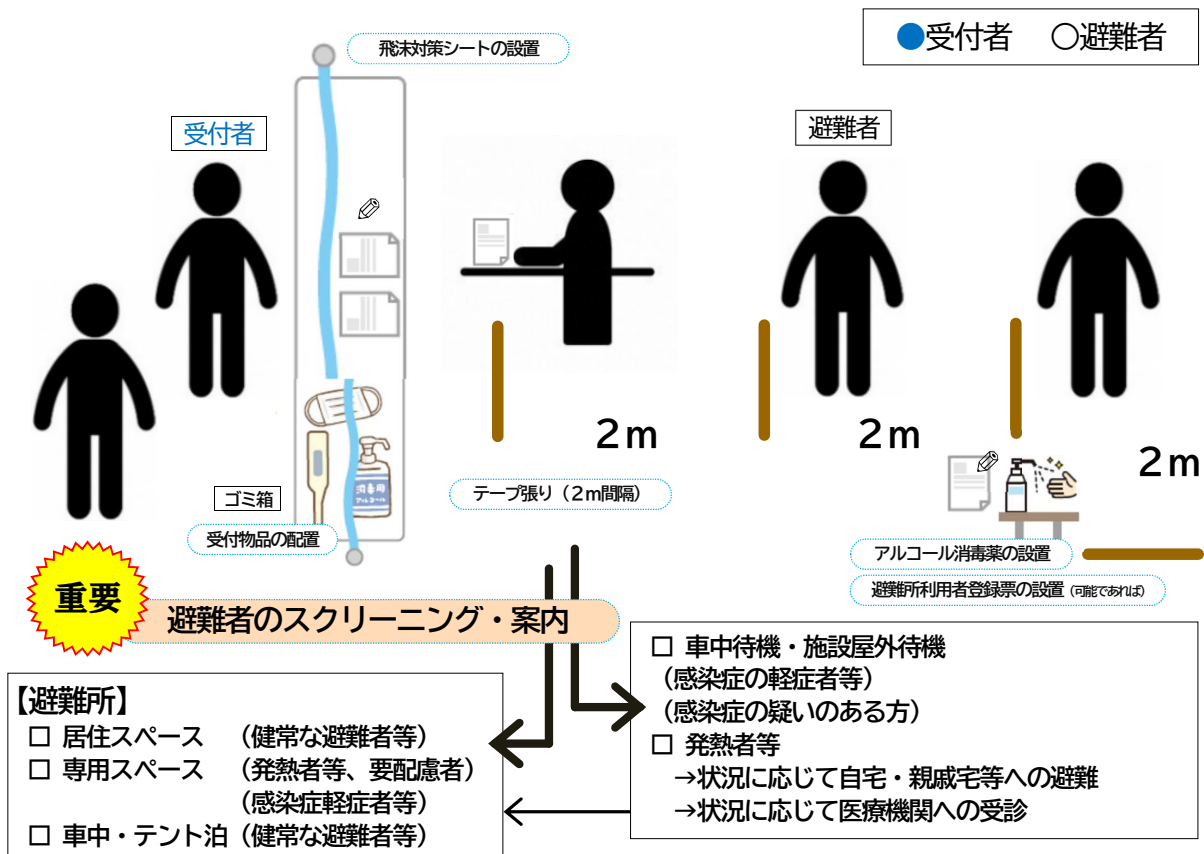
受付のレイアウト (例)

【受付の準備】

- 受付用机・消毒用机・マルチシート・ポール・テープ・避難所利用者登録票・マスク・アルコール消毒薬・非接触型体温計・ゴミ箱により、受付の設置を行う。
- シートが設置できない場合は、受付者と避難者は一定の距離を保つよう設置する。
- 必要に応じて、避難者の受付待ちの間隔を、テープ等により一定間隔で目印をつける。
- 受付者は、マスクを着用する。
(状況に応じて、適宜、フェイスシールド・使い捨て手袋・使い捨て防護服を着用する。)

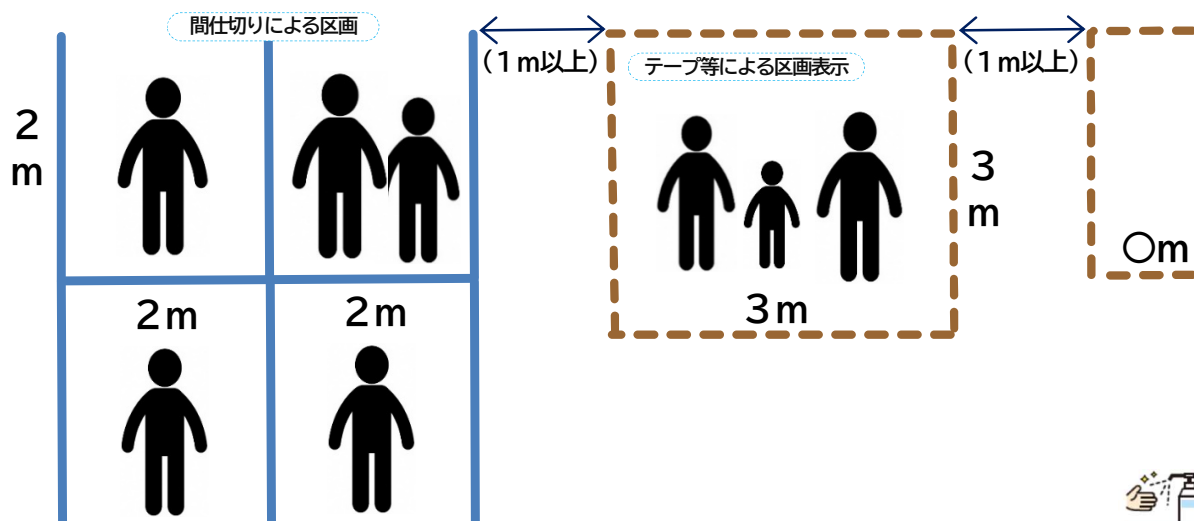
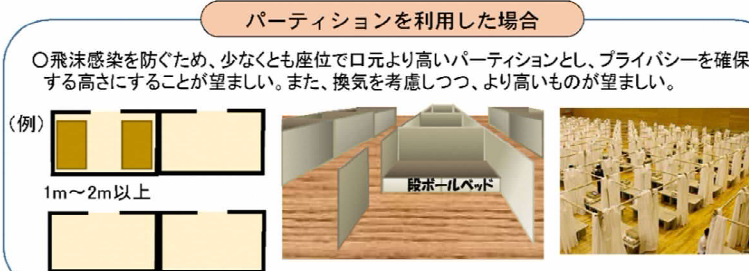
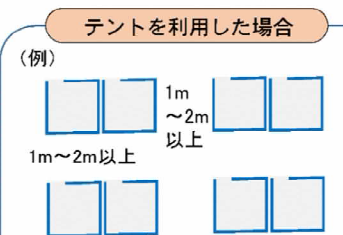
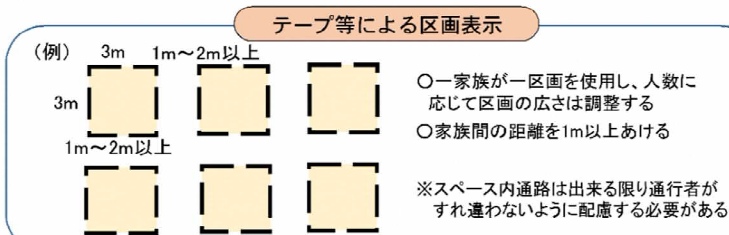
【受付の実施】

- 避難者へマスク着用の声掛けを行う。(忘れた方にのみ避難所備蓄物品の配付)
- 避難者へアルコール消毒薬による手指消毒の声掛けを行う。
- 避難者は、マスクを着用して距離をあけて並び、大声で話さない。
- 避難者は、アルコール消毒薬で手指を消毒する。
- 避難所利用者登録票を記入・提出する(健康状態の確認)(事前記入・持参も可)
- 非接触型体温計により避難者の検温を行う。
- 受付者は、避難者の避難所利用者登録票・検温の結果から、該当するスペース等へ案内する。



居住スペースのレイアウト（例）

- 避難所ごと実情・避難状況に応じて、区画割りを行う。
- 避難者の区画は、「家族・世帯単位」を基本とし、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 避難者の区画割りは、テープによる区画表示や避難状況等に応じて間仕切り等を用いて区分けする。併せて、必要に応じて管理上のスペース名称や区画番号を付ける。
区画の参考：1・2人世帯→2m×2mの1区画／3・4人世帯→3m×3mの1区画
- 避難者間の間隔は1m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内未発生期】
- 避難者間の間隔は2m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内発生期】
- 感染症：国県内発生・市内未発生期で間仕切り等を用いる場合は、避難状況等に応じて避難者間の間隔をあげないことも可とする。（市内発生期は1m以上の間隔を確保）
- 避難者同士が対面とならないよう配慮する。
- 状況に応じて、居住スペースの分散（教室や会議室などへのスペースの拡充）を行う。



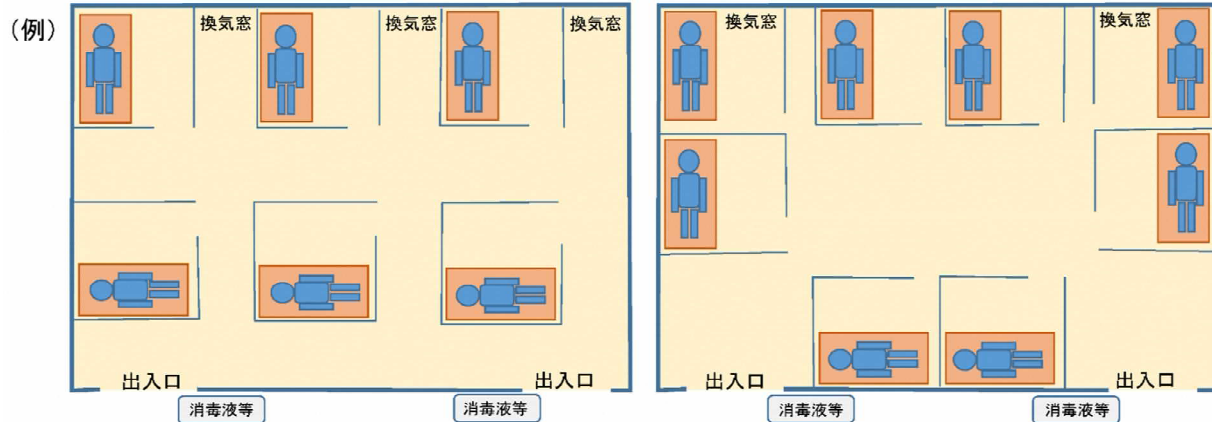
(通路=2m)

出入口（扉の開放）

資料3（専用スペースのレイアウト例）

専用スペースのレイアウト（例）

- 発熱の症状や体調不良がある避難者及び感染症の軽症者等や感染症が疑われる避難者向けに、専用スペース（個別空間）をそれぞれ確保する。（困難な場合は、同スペースのなかを間仕切り等で区画割りする。）
- 専用スペースは、特別教室、会議室等を想定する。（風水害時には、「学校の普通教室」は専用スペースとしての利用を極力避ける。）
- 健常な避難者とは別のトイレ・手洗い所をそれぞれ確保し、可能な範囲で、移動の際の動線も健常な避難者とは別にそれぞれ確保する。
- 専用のトイレ・手洗い所が確保できない場合は、簡易トイレの使用や使用時間を健常な避難者と分けて使用するなどして対応するとともに、使用後は必ず消毒する。
- 発熱者や体調不良者感染症の軽症者等々の避難者への対応は、避難所運営従事者のなかで役割分担を行い、可能な範囲で専任・固定化して行う。
- 間仕切り・ワンタッチパーテーション等は、専用スペースへの設置を優先する。



【物品の例】



〔テント間仕切り〕

現状、指定避難所に2基以上保管
※専用スペース等での利用を想定



〔簡易ベッド〕

現状、指定避難所に2基以上保管
※専用スペース等での利用を想定



〔間仕切り（段ボールタイプ）〕

現状、指定避難所に20枚以上保管
※居住スペースでの利用を想定



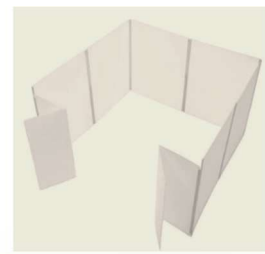
〔プライベートルーム〕

現状、風水害避難所に1基保管
※専用スペースでの利用を想定



〔ワンタッチパーテーション〕

現状、風水害避難所に1基保管
※専用スペースでの利用を想定



〔間仕切り（プラスチックタイプ）〕

現状、指定避難所に2基以上保管
※専用スペース等での利用を想定

避難所でのルール

避難所

避難所を利用される方は、以下のルールを守るよう心がけるとともに、当番に参加するなど、避難所運営にご協力ください。



基本事項

- この避難所は、地域の防災拠点です。

避難所以外の場所に滞在する被災者も含めた生活支援を行います。

- 避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。

年齢や性別に関係なく、避難所を利用する人々が、できる限り役割を分担し、より多くの人が避難所の運営に参画できるようにします。

- 避難所を利用する人の増減に合わせ部屋の移動を行います。

利用者数の増減などにより、部屋の移動をお願いすることがあります。

- 立ち入りを制限した部屋には入らないでください。

危険なものがある部屋など、立ち入りを制限する部屋があります。

- この避難所は、電気・水道などライフラインが復旧した後、すみやかに閉鎖します。

住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対処します。



感染症予防

- 新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎましょう。

断水の場合は消毒用アルコールを使いましょう。

避難所では常にマスクを着用してください。

- 身の周りを清潔にするとともに、十分な換気を行きましょう。

居住スペースの掃除は、避難者各自が行い、定期的な換気（30分に1回以上、数分間、窓を全開）を実施しましょう。

ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒しましょう。

- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。

人と人の間隔はできるだけ2m、最低1m空けることを意識してすごしましょう。



けんこうかんり
健康管理

・ 毎日の体温と体調を確認してください。

発熱や体調が良くないとき、特に、下記の症状がある人は総合受付や避難所運営本部に申し出てください。

【新型コロナウイルス感染を疑う症状】	
☐	息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
☐	重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方	
☐	上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

気温が高い場合は熱中症対策のため、こまめに水分補給しましょう。



ぼう
防 火

・ 出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなる物を置かないでください。

避難所内外の整理整頓を行い、燃えやすいものを放置しないでください。

・ ストーブなどの暖房器具は、転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使い、換気にも注意してください。



たばこ・酒

建物内は禁煙です。また、飲酒も控えてください。

たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど、完全に消火してください。



うん
運 営

避難所の運営に必要なことを話し合うため、
避難所運営委員会を組織します。

・ 避難所運営委員会は、避難所を利用する人の代表者などで組織します。

定例会議：毎日午前 時 分と午後 時 分に開催

・ 具体的な業務は、避難所を利用する人などで編成する各運営班が行います。



そうごうけつけ かくしゅ て つづ そうだんけつけ おこな
総合受付では、各種手続きや相談受付を行います。

たいおうじかん
対応時間：午前 時 分から午後 時 分まで



ひなんじょ りよう ひと じょうほう かぞく せたい どうろく
避難所を利用する人の情報を家族(世帯)ごとに登録します。

こじんじょうほう こうかい ひと ぶん こうかい
個人情報、公開してもよいとした人の分のみ公開します。

- ・生活支援を適切に行うことができるよう、避難所以外の場所に滞在する被災者も含め、避難所を利用する人の情報を登録します。
- ・障害のある方、難病・アレルギー・その他慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方や乳幼児をお連れの方、宗教上の理由や言語などで特に配慮が必要な方は、登録の際にお申し出ください。
- ・犬や猫などのペットの情報も登録します。
- ・避難所を退所するときは、総合受付にお申し出ください。



てんとう しょうとう
点灯は : 、消灯は : です。

あんぜん ろうか しせつかんり しょうへ や やかん てんとう
安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。



ほうそう しゅうりよう
放送は : で終了します。

ただし、きんきゅうじ やかん ほうそう おこな
ただし、緊急時には夜間に放送を行うこともあります。



ひなんじょあて でんわ ばあい ほうそう よ だ でんごん
・避難所あてに電話があった場合は放送により呼び出し、伝言を行います。(: ~ :)

けいたいでんわ
・携帯電話はマナーモードにしてください。

けいいたいでんわ つうわ こうきょう ば せいかつばしょ ぶんりょ
携帯電話での通話は公共の場のみとし、生活場所ではご遠慮ください。

食料や物資は、原則、組ごとに配給します。

- 配給は、避難所以外の場所に滞在する被災者にも等しく行います。
- 特別な事情がある場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得ます。

食料を配る時間（原則） しよくりよう ぐは	朝 あさ 頃	昼 ひる 頃	夜 よる 頃
--	--	--	--

特別な物資の配布場所 とくべつ ぶつし	物資：粉ミルク・おむつ 場所：.....	物資：女性用衣類や生理用品 場所：.....	物資：..... 場所：.....
--	-------------------------	---------------------------	----------------------

トイレ

- 利用者全員が、清潔に使用することを心がけてください。
- トイレの清掃は避難所を利用する人が交代で行います。
- トイレのふたを閉めてから流してください。

ごみ

分別して、指定された場所へ出してください。ゴミは各家庭で密閉して廃棄してください。

ペット

ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が責任をもって飼育してください。

ペットは決められた場所で飼育し、他の部屋には入れないでください。

感染症にならないために、できること

外出控え	密集回避	密接回避	密閉回避	換気	咳エチケット	手洗い